

辻 泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2004年9月27日 NO. 31

政府の年金法は20年連続の給付減！

医薬品副作用被害救済に前進を勝ち取る！！

読書の秋、スポーツの秋、食欲の秋…。皆さま、いかがお過ごしですか。

さて、今回は、先の参議院選挙の最大の争点となった政府の「改正年金法」の根幹部分のご説明と、医薬品副作用被害救済での成果のご報告です。



<政府の改正年金法が国民生活に与える影響は・・・!?>

◎保険料負担が14年間にわたり累増

- * サラリーマンは10月から毎年、年間約1万円の負担増（全体では毎年1兆円の負担増）
- * 自営業者の負担も1万3300円から3万1600円へ（引き上げは2005年4月から）
- * 年金生活者の負担も老年者控除廃止などの税制改正により、2005年1月から急増

◎年金給付額の実質低下が約20年間の長きにわたり継続

今後の厚生年金の給付額については、

- * 過去に物価スライドさせなかった1.7%分までは物価上昇しても年金額はスライドさせない
- * 被保険者数の減少と平均余命の伸びとを加味したマクロ経済スライド調整の導入により、物価上昇・賃金上昇が0.9%を超えなければ年金額はスライドさせない、こととなっています。このため、政府見通しでは、2007年度までは年金額の引き上げはなく、2008年度から2023年度までは平均0.1%程度の引き上げにとどまり、それが共済年金にも反映されます。これらにより、今後約20年間、被用者年金の給付額はほとんど増えず、実質的には低下し続けます。また、基礎年金は、基礎的な消費支出の水準が確保できないものとなりました。以上が政府の年金法の本質です。抜本改革を行わず、国民にだけ負担を押しつけることは許されません。来るべき臨時国会で年金改革やり直しを求め、「首を鍛えて」頑張ります。

<医薬品による副作用の被害者に対する救済に新しい道が…！>

医薬品の副作用救済には、医療手当や障害年金を給付する制度がありますが、1980年の制度発足以前の被害者は対象外とされ、市販のかぜ薬などで発症し、皮膚がただれ、視力が失われ、死に至る場合もあるスティーブンス・ジョンソン症候群(SJS)などが救済されないまま放置されてきました。

厚生労働省は、9月初旬、我々の指摘によりやく重い腰を上げ、制度発足前の被害者に対して、調査研究への協力に対する謝金の名目で2006年度から手当を支給する方針を固めました。

今後、被害者団体も加わった検討会で、給付額などの具体策を詰めていくことになりました。

辻 泰弘：SJSなどの医薬品副作用被害の救済について、「新しい道」を探るべきだ。

坂口 厚生労働大臣：制度創設以前の被害者への遡及について苦慮しながら検討している。

(参議院厚生労働委員会 2002年6月4日)

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-3508-8402

辻泰弘のホームページは、<http://yasuhiro-tsuji.jp/>